

欧州協同組合銀行における CSRについての考え方

はじめに

本号では、企業の社会的責任（CSR）をとりあげているが、欧州の協同組合銀行は、CSRをどのように位置付けているであろうか。22か国の協同組合銀行が加盟する欧州協同組合銀行協会（EACB）が2005年8月に刊行したレポート「^{（注1）}企業の社会的責任：^{（注2）}協同組合銀行のパフォーマンス」等をもとに、その概略をみてみたい。

（注1）本稿ではcorporateを慣例に従い「企業」と訳すが、株式会社だけでなく、協同組合も含めた法人をさす言葉として利用している。

（注2）原題は“Corporate Social Responsibility (CSR): The Performance of Cooperative Banks”，以下のEACBのHPで閲覧可能。

<http://www.eurocoopbanks.coop/default.aspx>

1 リスボン戦略とCSR

レポートでは、CSRに対する政策的な流れとして、リスボン戦略の重要性を挙げている。リスボン戦略とは、00年に開催された欧州特別理事会（リスボンサミット）で掲げられた目標で、今後10年間で欧州が「より多くより良い雇用とより強い社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済となること」をめざ

^{（注3）}している。企業も、事業活動や利害関係者との対話に社会や環境に対する関心を自発的に組み込むことによって、リスボン戦略の目標達成に貢献することが重要だとされたのである。

（注3）外務省「リスボン特別欧州理事会（EU首脳会議）の結果」（外務省HP）より引用。

2 国連のグローバル・コンパクト

企業に自発的な取組みを求める動きは、既に99年1月の世界経済フォーラムでアナン国連事務総長が提唱したグローバル・コンパクト(GC)にもあらわれている。GCは、企業に、第1表に示す10原則を自らの戦略および事業運営に取り込み、多様な利害関係者間の協力のもとで問題解決を図ることによって、責任ある企業として向上するこ

第1表 「グローバル・コンパクト」の10原則

<人権>
原則1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し尊重する。
原則2. 人権侵害に加担しない。
<労働>
原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
原則5. 児童労働を実効的に廃止する。
原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
<環境>
原則7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
<腐敗防止>
原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

資料 グローバル・コンパクトのHPより引用
<http://www.unic.or.jp/globalcomp/outline.htm>



とを求めるものである。企業はGCとその原則への支持を表明する書簡を国連事務総長あてに送付することによって参加を表明するが、GCは「自発的なイニシアチブ」であり、その遂行に関して法的な規制や罰則を受けることはない。

EACB加盟行では、フランスのクレディ・アグリコル、クレディ・ミュチュエル、庶民銀行、オランダのラボバンク、イタリアの2つの庶民銀行が個別に参加している。

3 協同組合とCSR

こうした環境において、協同組合銀行ではCSRをどのようにとらえているのだろうか。イタリアの協同組合銀行のガッティは、CSRを協同組合には古くからある原則と実践を新しい名前呼び換えたものと考えて^(注4)いる。彼は、約160年前に定められたロッヂデール公正先駆者組合の原則である開かれたメンバーシップ、民主的なコントロール(1人1票制)等を示しつつ、CSRは協同組合のDNAの一部だと述べた。同様に、EACBのレポートでも「CSRは、協同組合のアイデンティティのなかに、社会的な結びつき、開放性、対話を含む概念としてもとも根付いている」と指摘している。

イギリスのコオペラティブ銀行は早くも92年に、人権を侵害している企業、武器の生産・譲渡を行う企業、環境破壊につながる行為を行う企業等いくつかの要件にあてはまる企業には金融サービスを提供しないという倫理政策を打ち出した。同行はGCには参加していないが、倫理政策の内容を

みると、GCの原則と同様の内容を業務において重視していることが分かる。この政策は利用者にも好意的に受け入れられており、同行によれば利用者の倫理政策への支持率は、導入の時点でも80%以上だったが^(注5)01年までに97%へと上昇した。

また、イタリアの協同組合銀行では、通常の会計報告書では把握できない、定款の課題と目標の達成度合い(組合員の活動への参加状況、従業員教育、地域活動の支援等)を報告するソーシャル・バランスを、04年夏の時点で444の単協のうち39%が公表していた。これに対し、商業銀行では400行のうち^(注6)の5%であった。

以上のことを総合すると、協同組合の1人1票制などの民主的な意思決定方法や地域との密接なつながりといった事業運営そのものが、現在CSRとして注目されているものと重なると考えられる。しかし、協同組合銀行は、単にそうした事業運営方法を守るだけではなく、地域や社会に対する姿勢のあり方を倫理政策のように実際の業務に明確に反映させたり、ソーシャル・バランスにより組合員だけでなく広く外部に対して自らの実践を分かりやすく公表することにも先駆的に取り組んでいることが分かる。

(注4) Sergio Gatti, "Corporate Social Responsibility and Co-operative Banks", 04年9月ICA Europe会議のプレゼンテーション資料

(注5) 同行HP。http://www.co-operativebank.co.uk

(注6) (注4)に同じ

(主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)